大磯町一般介護予防活動支援事業補助金交付要綱

令和６年５月28日

大磯町告示第68号

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項第２号に基づく一般介護予防事業として実施する、大磯町一般介護予防活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（補助の対象）

第３条　補助事業は、町内在住の第１号被保険者を中心とした誰もが参加できる介護予防活動「地域の通いの場」（以下「通いの場」という。）とし、かつ、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 週１回以上の開催を基本とし、継続的に活動を行っている、又は予定していること。

(2) １回あたり２時間以上の活動を行っている、又は予定していること。

(3) １回あたり15分以上の運動等の健康づくりに資する活動を行っている、又は予定していること。

(4) 毎回の活動について、活動内容、参加者数等を記録及び管理していること。

(5) 相互扶助、共同連帯の理念に基づき、町の事業への協力かつ住民同士の親睦を図る活動を行っている、又は予定していること。

２　前項の規定にかかわらずその他町長が必要と認める活動であること。

３　補助金の補助対象者は、通いの場を実施する団体とし、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。ただし、営利活動、政治又は宗教活動を行う団体及び公益を害するおそれのある団体は除くものとする。

(1) 通いの場１か所における活動回数が年間おおむね48回程度である団体

(2) 構成員を含めおおむね５名以上の町民で活動している団体

(3) 通いの場の拠点が町内である団体

(4) 活動に係る経費について会計処理を適正に行っている団体

（補助金の使途）

第４条　補助金の使途は、次の補助対象経費とする。

(1) 報償費

(2) 通信運搬費

(3) 消耗品費

(4) 使用料及び賃借料

(5) 交通費

(6) 研修費

(7) 賄材料費

(8) 飲食費

(9) その他介護予防活動に必要な経費

２　前項第７号及び第８号に規定する経費については、事業としての湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子とし、飲食を主な目的とする場合は、当該補助の対象外とする。

３　参加者個人が負担すべき参加費、食事代等は、活動内容を考慮し、営利目的とならない範囲の実費相当分として当該団体等が任意で定めることができる。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に規定する経費のうち、実際に要した費用の額とする。ただし、１団体当たり年間48,000円を限度とする。

（交付申請）

第６条　規則第３条第１項の交付申請は、大磯町一般介護予防活動支援事業補助金交付申請書（第１号様式）によるものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 収支予算（見込み）書

(2) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　町長は、規則第４条第１項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、規則第５条の規定により、大磯町一般介護予防活動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付すことができる。

（補助事業等の変更等）

第８条　補助対象者は、補助事業等の内容に変更が生じたときは、速やかに大磯町一般介護予防活動支援事業補助金変更承認申請書（第３号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、当該提出を省略することができる。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町一般介護予防活動支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（第４号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

３　補助対象者は、補助事業等を中止しようとするときは、速やかに大磯町一般介護予防活動支援事業補助金中止承認申請書（第５号様式）を町長に提出しなければならない。

４　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町一般介護予防活動支援事業補助金中止承認（不承認）通知書（第６号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　補助金は、概算払により交付するものとする。

（補助金の請求）

第10条　規則第12条第２項の交付の請求は、大磯町一般介護予防活動支援事業補助金交付請求書（第７号様式）によるものとする。

（状況報告等）

第11条　町長は、必要があると認めるときは、補助対象者から事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第12条　規則第９条の規定による実績報告は、大磯町一般介護予防活動支援事業補助金実績報告書（第８号様式）により、補助事業の完了の日から起算して、１月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 収支決算書

(2) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条　町長は、前条に規定する実績報告により交付すべき額を確定したときは、大磯町一般介護予防活動支援事業補助金確定通知書（第９号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（大磯町地域介護予防活動事業補助金交付要綱の一部改正）

２　大磯町地域介護予防活動事業補助金交付要綱（令和３年大磯町告示第46号）の一部を次のように改める。

　　附則中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

　（この要綱の失効）

２　この告示は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。